民事訴訟の応訴について(報告)

呉市が適切な行政指導を怠っていたことにより原告が所有する建物の一部を解体撤去するなどの損害が生じたとして、損害 賠償及び慰謝料の支払を求める訴訟が提起されましたので、これに応訴します。

1 事件番号等

令和3年(ワ)第282号 呉市に対する損害賠償請求及び慰謝料請求事件

2 提訴年月日

令和3年3月15日(訴狀受理年月日 同年4月2日)

3 原告

呉市在住の個人

4 訴額

3,000万円

5 管轄裁判所

広島地方裁判所

6 原告の訴えの内容

原告が所有する建物について、昭和63年12月に当該建物を原告が建築し、その後に用途変更や増改築を行っているが、 呉市は当該用途変更等を行った後の当該建物が消防法令等に違反することを認識しながら、その後の検査指導などの適切な 行政指導を怠っていたことで、原告が当該建物の一部を解体撤去するなどして損害が生じた。また、その後の消防局の不適 切で威圧的な指示により、原告の名誉が著しく傷つけられたとして、原告は、呉市に対し当該建物の一部解体に要した費用 や精神的苦痛に対する慰謝料など合わせて3、000万円及びこれに対する平成6年11月9日から支払済みまで年6分の 割合による金員の支払を求め、提訴したものです。